

保険医療機関等の遡及指定等の取扱い

社 会 保 険 部

医療法人の設立や医療機関の移転等といった場面において、重要な手続きの一つとなるのが遡及指定です。遡及指定は、実質的に同一の保険医療機関として診療が継続される場合に、保険診療の空白をつくらないための特例制度になります。保険医療機関等の遡及指定等の取扱いについては、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和32年7月18日保険発第104号）、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和33年8月21日保険発第110号の2）等の通知（以下、旧遡及指定等通知）により示されてきたところです。

今般、令和7年12月3日の中央社会保険医療協議会総会において、保険医療機関が移転・再編等を行う場合における経営上の予見可能性の確保や、個別事例に応じた遡及指定等の柔軟な取扱いを可能とする観点及び申請手続き等の全国統一的な運用を推進する観点から、必要な見直しを行うこととされました。これを踏まえ、厚生労働省より「保険医療機関等の遡及指定及び機能移転の取扱いについて」（令和8年6月5日保医発0605第2号）が発出され、原則として令和8年9月1日より適用され、あわせて旧遡及指定等通知は令和8年8月31日限りで廃止されることとなります。

◎通常、新たに保険医療機関等の指定を受ける場合は、指定申請を行った翌月の1日が指定日となります。しかし、以下のいずれかに該当し、開設者の死亡等の緊急やむを得ない場合を除き、変更前の保険医療機関等の廃止日の原則として同日または翌日付で、変更後の保険医療機関が指定を受けることを希望したうえ、地方社会保険医療協議会において認められた場合には、例外的に遡及指定を行い、遡及指定日から診療報酬の算定を行うことができます。

＜対象となる事例＞

- ・ 保険医療機関等の開設者変更を行う場合
- ・ 保険医療機関等の所在地変更を行う場合
- ・ 開設者を個人から法人に、または法人から個人に変更する場合
- ・ 保険医療機関を病院から診療所に、または診療所から病院に変更する場合

①開設者死亡等の場合【開設者が個人である病院、診療所及び薬局に限る】

開設者の死亡、病気等により、血族その他勤務する保険医等が引き続き開設者となって、職員及び診療録等を引き継いで診療を継続する場合。

②至近の距離への移転又は開設者のみの変更であって一定の要件を満たす場合

以下のアまたはイのいずれかに該当し、遡及指定の申請を行い、「基本的には認める要件」を満たす場合。

ア 至近の距離（同一都道府県内における直線距離で2 Km 以内）への移転（開設者に変更がない場合に限る）

イ 所在地移転を伴わず開設者のみの変更（個人診療所の法人化等）

《基本的には認める要件》

- ・複雑な事例ではないこと（1つの保険医療機関等の廃止と1つの保険医療機関等の開設を伴う事例であること）
- ・過去に診療・調剤した患者の引継ぎが行われること
- ・現に診療中の患者の引継ぎが行われること
- ・旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること
- ・管理者および職員が引き継がれること（旧医療機関で診療にあたっていた、常勤及び非常勤医師のうち概ね8割以上を雇用、また常勤医師にあっては概ね5割以上を雇用）

細かな点において省略している部分はありますが、要件として上記のすべてに当てはまる必要があります。

③その他の場合

①及び②に該当しない事例（直線距離で2Kmを超える所在地移転を行う場合、所在地移転と開設者変更を同時に行う場合、病院から診療所（診療所から病院）に変更を行う場合等）については、遡及指定の可否を慎重に判断する必要があることから、遡及指定を希望する新医療機関の開設者は、原則として遡及指定を希望する日の3か月前までに、地方厚生（支）局に予定届出書の提出を行い、地方厚生（支）局の要請に応じて事前相談を行う必要があります。

◎遡及指定の可否の決定にあたっては、新医療機関等と旧医療機関等の診療体制・機能が、一連のものとして認められるか等の観点から個別に判断されますが、保険医療機関等の経営上の予見可能性の確保と、全国統一的な運用を推進するため判断基準が示されました。

過去に診療・調剤した患者の引継ぎや現在診療中の患者が引き継がれること、主な標榜診療科が全て引き続き標榜されること等のほか、以下の基準が設定されております。

- ・職員の引継ぎ（①旧医療機関で診療にあたっていた常勤医師のうち概ね5割以上を雇用、または②常勤・非常勤医師のうち「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね5割以上を雇用）
- ・移転する距離が近いこと
 - ①病院・有床診療所の場合：「同一二次医療圏内」または「同一都道府県内の直線距離で12Km以内」のいずれか
 - ②無床診療所の場合：「同一市区町村内」または「同一都道府県内の直線距離で6Km以内」のいずれか
- ・病院または有床診療所の場合、必要に応じて、地域医療構想調整会議等での議論を経て、医療法上の変更が行われていること

また、遡及指定が認められる場合、旧医療機関で届出されていた施設基準であって、新医療機関でも要件を満たすこととして届出が行われたものは、引き続き遡及指定の日から算定が可能となります。一方、旧医療機関では届出がされておらず、新医療機関において新たに届出する施設基準については、要件を満たすこととして届出があり要件審査を終えた場合には遡及指定の日が属する月から算定が可能となります。

遡及指定には、旧医療機関の廃止日と新医療機関の開設日の連続性が欠かせないものとなります。一定の基準は示されているものの、実際には個別の具体的な状況を踏まえての判断になるでしょうが、遡及指定が認められない場合は原則どおり翌月1日の指定となるため、保険診療が行えなくなる、或いは積み上げた施設基準がリセットされてしまう場合もあります。医療機関の法人化や移転等をご検討される場合には、計画の初期段階から遡及指定を視野に準備いただくとともに、地方厚生（支）局（当県にあっては関東信越厚生局新潟事務所）に前もってご相談いただければと思います。